

産商第 142 号

平成18年 3月16日

北尾 登志子 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成17年8月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ西京極店

京都市右京区西京極畔勝町71-1,71-2,71-3

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 附帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、また、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

また、駐車場の収容台数については、来店客車両の状況を見ながら、今後必要がある場合は台数を確保することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画上の第一種住居地域に立地しており、北側に住宅、駐車場があり、東側には畑、西側は道路を隔てて住宅、駐車場等、南側は住宅が立地している。今回の変更は、契約解除による駐車場の位置の変更である。

駐車場の位置の変更については、契約解除によるものであり、収容台数は少なくなるが、来店客が利用しやすい駐車場への位置変更であることや、現状の利用状況から収容台数の不足はないことから、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、法第6条第4項のただし書きによる軽微認定を行っているため実施されている。

なお、駐車場の利用状況により必要であれば駐車台数を確保していく旨を設置者が表明している。

2 説明会の状況

説明会については、軽微認定により駐車場の位置の変更は既に行っていることから、それに伴う駐車場の出入口の位置の変更及び出入口の数の変更、収容台数の変更に関する説明会についても周辺環境に与える影響が少ないと判断し、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づき、説明会開催不要認定を行ったため、開催していない。

ただし、当該商業施設において届出内容の概要を4箇月間掲示した。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画のうち、駐車場の位置の変更については既に行われており、駐車場の出入口の数（増）及び出入口の位置の変更については、駐車場の利用状況を勘案すると、現状の交通状況等、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、収容台数の減については、来店客車両の状況を見ながら、今後必要がある場合は台数を確保することが望まれる。